

最近、上海事務所の同僚がEV車を購入した。上海では増加する車両の数量を抑制するため、ナンバープレートの発行数量を限定しており、一定の条件を満たした個人が競売でナンバープレートを取得する必要があるとされていたが、上海市政府はEV車の普及を促進するため、EV車であればナンバープレートを無償で配布するという方針を打ち出している。

2022年7月の情報によると、当局により新たに市場に投入されたガソリン車のナンバープレートの数量は15,400枚であり、個人が譲渡を希望する未利用のガソリン車のナンバープレートの数量は1,794枚であった。すなわち競売対象となるガソリン車のナンバープレートは合計17,194枚であった。他方で競売に入札した人数は171,009人であったため、落札率はわずか10.1%であり、最低落札価格は91,700人民元となっている。すなわち、現在の為替レート（1元＝約20円）で考えると、ガソリン車の場合には、ナンバープレートを取得するためだけに約1,834,000円が最低必要であったということである。

他方EV車の場合には、このナンバープレートのための代金が不要になるということであるから、EV車の普及が急速に進んでいる。

なおガソリン車の場合であっても、誰でも自由に競売に参加できるわけではなく、以下の要件が必要とされている。

- ① 上海戸籍を有するか、または競売に参加するまで（参加当月を含まない）に、上海市で3年連続社会保険料もしくは個人所得税を納付している。
- ② ナンバープレートを保有していない。
- ③ ナンバープレート登録済みの乗用車を持っていない。
- ④ 運転免許を持っている。

- ⑤ 競売に参加する前の1年間、道路交通安全違反の記録がない。

またナンバープレート取得のハードルが高いことから、これまでにはナンバープレートを競売で取得した後、譲渡して儲けようとする者が多数存在しており、本当に必要な人の落札が困難であった。そこで、上海市当局は、ナンバープレートの譲渡に対して以下のような制限を実施することとしている。

まず競売にてナンバープレートを取得した後、1年以内にガソリン車を購入し、ナンバープレートを取り付け、当局に対してナンバープレート登録を行う必要がある。1年以内にナンバープレート登録を行わない場合、取得者は当該ナンバープレートを利用できなくなり、取得から2年以内に競売を通じてナンバープレートを第三者に譲渡しなければならず、第三者に譲渡後3年間は競売に参加できなくなる。

次にナンバープレート登録した場合には、登録した日から3年間は第三者に車両を譲渡できず、3年以降も登録した車両と共に譲渡する必要がある。

なお自己のナンバープレートは、配偶者、両親、子女に対しては、競売を通さず、かつ3年という期間制限もなく譲渡可能であるが、上述のナンバープレート登録を行い、車両と共に譲渡する必要があるとされている。

このように上海ではガソリン車のナンバープレートの発行数量を限定し、加熱する競売も抑制することで、環境にやさしいEV車の普及を促進している。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： [info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。